

私人間の差別救済訴訟への人種差別撤廃条約の適用

【文献種別】 判決／名古屋高等裁判所

【裁判年月日】 令和5年10月27日

【事件番号】 令和5年(ネ)第487号

【事件名】 慶謝料請求控訴事件

【裁判結果】 原判決変更(確定)

【参照法令】 自由権規約26条、人種差別撤廃条約1条、民法2条・709条

【掲載誌】 判時2627号25頁

◆ LEX/DB 文献番号 25596228

関西学院大学教授 斎藤民徳

事実の概要

日本で生まれ育ち、帰化により日本国籍を取得した元韓国籍の会社経営者(控訴人)が地元のゴルフクラブ(被控訴人)に入会を申請したところ、元外国籍であることを理由に拒否されたため、損害賠償を求め提訴した(請求棄却・控訴)。控訴審判決は、入会拒否の違法性を否定した一審判決を覆し、人種差別撤廃条約上の「人種差別」該当性を認め、控訴人への慰謝料支払いを命じた。

判決の要旨

「日本は、人種差別撤廃条約の締約国であるところ、…同条約2条、5条によれば、他の締約国に対する国際法上の義務として、各規定の趣旨を立法及び既存の国内法の規定により国内において実施すべき義務を負うから、不法行為法上の違法性の判断においても、人種差別撤廃条約の規定の趣旨を踏まえて解釈することが相当である。…(被控訴人ゴルフクラブの)会員数が約1500名に及び、…今日、ゴルフが一般的なレジャーの一つとなり、ゴルフクラブが親睦の場にもなっていること…からすれば、ゴルフクラブは、一定の社会性をもった団体であるといえる。」

「控訴人が長年在日韓国人として様々な偏見や差別的取扱いを受けながら日本において生活し、…帰化したという生い立ちと境遇等を踏まえると、元韓国籍であることを理由に入会を拒否されたことは、控訴人の人格権ないし人格的価値に対する侵害としての側面も有する。」

「…入会が許されるか否かについては、不特定

多数の者を対象とする活動として人種差別撤廃条約1条1項の『公的生活』に当たると解される。」

「本件入会拒否は、…控訴人の民族的出身に基づいて公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を享有し又は行使することを妨げる効果を有するものとして人種差別撤廃条約1条1項所定の『人種差別』に当たる。」

「民法は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として解釈しなければならない(同法2条)から、…人種差別撤廃条約1条1項の『人種差別』に当たる…ことは、私人間における不法行為法上の違法性の有無において考慮されるべきもの」であり、本件入会拒否は「被控訴人の構成員選択に当たっての裁量権を逸脱した社会的に許容し得る限度を超えた違法なものといわざるを得ない。」

判例の解説

一 はじめに

本件原審の地裁支部と控訴審の高裁は、日本社会に蔓延する「人種差別」の被害者が裁判所に救済を求める同一の事案を担当しながら、一方が司法的救済を拒み、他方が救済に応じたわけである。本稿では、日本国の司法権行使を同じく担う国家裁判所の第一審と控訴審とで人権救済の結論が180度転換した本件の顛末について、国際人権法の観点から評釈を試みる¹⁾。

以下、本件において、第一審では黙殺され、控訴審の判決理由中に明示的に登場しながらも裁判所自身を規律する規範としては語られなかった人種差別撤廃条約を中心に解説する。

二 「人種差別」(条約1条1項)の該当性

人種差別撤廃条約は冒頭1条1項に「人種差別」の定義を掲げる。条約の定義は、人類学的・生物学的な差異のみを想定しがちな日本国憲法14条の伝統的理解と違い、「世系 (descent)」や「民族的出身 (ethnic/national origin)」に基づく排除も入る包括的概念である。それゆえ、帰化による日本国籍保持者に対して在日コリアンルーツという出自に目をつけた本件入会拒否の該当性は明白である。日本語の素朴な語感に囚われ、本件事案にせいぜい国籍問題しか見出さず、「人種差別」の存在を見落とす態度は、条約の「通常の意味」すら捉えていない²⁾。

本件の重要な争点の一つは、ゴルフクラブが私的な集まりといえるか、私的自治をどこまで謳歌し得るかにあった³⁾。条約上、この争点は、条約1条1項の「公的生活 (public life)」への該当いかんで評価される。この「公的生活」は人間が社会の一員として行う活動全般をさす広範な概念であり、不特定多数を対象とする企業活動等を含む(民間サービスを列挙する条約5条も参照)。会員制でも不特定多数を募集し商業的に運営される組織は「公的生活」の範疇に入る。本件ゴルフクラブのように、不特定多数相手の商業的実態を有する組織が、本人のいかんともしがたい出自に基づき個人の排除に及べば、まさに条約1条1項に該当する差別撤廃のターゲットに他ならない。

三 人種差別の先決性——司法権の自己規律

本件控訴審判決は人種差別撤廃条約を判決理由の重要な一角に据えたが、第一審判決は条約を黙殺した⁴⁾。判決文の主張整理でも条約解釈を不要とするかのように、原告の主張に同条約は記されていない。私人間の民事訴訟は当事者主義を原則とし、裁判所の法解釈も当事者への応答として示されがちである。だが国際人権法の仕組み(国際審級)からは、国内不法行為上の違法性判断に先立ち、国家裁判所が条約上の人種差別該当性を判断しておく重要性をいくら強調しても足りない。

人権条約体制は人権尊重を掲げ、国家の作為・不作為を義務づける仕組みをとる。ゆえに条約規範は、私人への適用云々の前に、まず国家裁判所が尊重・遵守すべきものとして各裁判官を拘束する⁵⁾。条約上の「人種差別」が発生していれば、当事者の援用の有無にかかわらず、国家裁判所は

実効的な司法的救済等の条約上の責務を負う。「人種差別」が疑われる案件では、条約適用の有無は裁判所にとって自己の職務行使を規定する法規範を正面から再確認する先決問題である。言い換えれば、条約上の「人種差別」の有無は、職責上当然に、当事者の主張を待たず、本案の国内法上の違法性判断に条件づけされることもなく、真っ先に判断されねばならない⁶⁾。

控訴審は人種差別該当性を論じ違法性判断に結びつけたが、現状では例外にすぎない。今日も第一審のような条約への沈黙と救済拒絶が日本国の司法権行使に依然として生じている。条約上の「人種差別」該当性の国家裁判所による先行判断の必要性をゆめ忘れてはならない⁷⁾。

四 人種差別の違法性——「社会的許容性」?

本件入会拒否が1条1項に該当し人種差別撤廃条約の適用があるとしても、個人のゴルフクラブが条約に直接「違反」することはない。条約が主に命じるのは、国家が国内法を通じて積極的に人種差別に対処し、これを終わらせることがある。

日本政府は条約加入時、追加立法なしに現行法で履行可能と大見得をきっていた。そうであるなら、国家裁判所も国内不法行為法の解釈において条約の趣旨を単なる考慮にとどめず、条約上の義務を「完全担保」する形で合法性／違法性の線引きを行い、国家法を運用せねばならない⁸⁾。

名古屋高裁は結論的に本件入会拒否の違法性を認めたが、他の無数の国内裁判例同様、依然として判定基準を国内不法行為法上の「社会的に許容しうる限度」に求めている。しかし、差別的な社会構造の撤廃をめざす条約の核心にある規範に対して、そのような国家法上の衡量による相対化は許されない⁹⁾。「あらゆる形態の人種差別」の「撤廃」を条約に命じられながら、人種差別の該当性を認めておいて「社会が許容する範囲内」として救済を拒むことは、それを事実上「合法化」し、個人の差別的排除に改めて国家レベルの法的正当性を与えるに等しい。

条約1条の差別を認定するやいなや、裁判所に条約6条の司法的救済義務が召喚され、国内法上の法理にとどまる「社会的許容性」を非難しても差別を終了させる姿勢が求められる。控訴審判決が一審判決を覆し結果的に救済に乗り出した点は評価できるが、判決の論理構造は依然として國

内社会の「無情」(insensitivity) に流されうる不安定さを残している。国内民事責任の枠内であっても、適法／違法の評価を通した法判断の決定的な重みは国際人権基準に置かれるべきであって、国内社会の「無情」を容認する手法は、憲法 98 条 2 項が命じる「誠実な遵守」からも遠い¹⁰⁾。

五 人種差別の深刻性——何を救済すべきか

条約 6 条が求める「効果的な保護及び救済措置」および「公正かつ適正な賠償又は救済」の本質は、単なる金銭的解決を超えた被害者の尊厳と自尊心の回復にある。人種差別撤廃委員会は、差別行為が被害者の自尊心や評判に与えるダメージの程度がしばしば過小評価されていると警告してきた（一般勧告 26）。

本件原告は、「生きてきた中で一番の強烈な差別を感じた」「いつになら日本人にしてくれるのか」と、魂の叫びともいいくべき苦痛を吐露している（各種新聞報道）。その背後には、植民地支配以来歴史的に蓄積された日本社会のコリアン差別という構造的問題がある。この原告の声は、日本社会に永続する差別的排除の構造に対する異議申し立てとして、国内法上の技術論の表層を穿ち、人種差別撤廃条約が照準を合わせる本事案の核心を指示している。

条約体制上、国家裁判所は条約の解釈／不解釈、適用／不適用を意のままにしてよい第三者ではなく、条約規範の名宛人として「誠実に遵守」すべき当事者である。言い換えれば、国家裁判所は、単に受動的に国内法に照らして救済の有無を判断する第三者ではなく、差別を擁する社会構造と対峙し、個人の尊厳を再確認する公共プロセスの当事者である。裁判所が当事者間に差別加害・被害を覚知しながら実質的救済を提供しなければ、被害者の期待を裏切るだけでなく、国家による二次的人権侵害を招くおそれすらある。

条約の黙殺や救済拒絶が頻発する現状では、条約 6 条の「効果的救済」を日本の司法総体が担えているとは決していえない¹¹⁾。それを支えているのは国際人権基準のリテラシー不足と、歴史的に蓄積した構造的レイシズムと対峙する緊張感の欠如である。国家裁判所における人種差別撤廃条約の当事者意識の涵養が急務である。

六 おわりに——国際審級の参照と反映

人種差別の被害者に「逆転勝訴」によって救済が与えられた本件訴訟が抱える不安定さは、日本の司法全体が、国家裁判所の責務を喚起するトリガーとして条約 1 条 1 項の該当性判断を共有できていないことに由来するのではないか。とすれば、学説も実務も、国際審級の視点を取り入れ、条約上の「人種差別」認定の先決性・枢要性を理論と実践に刻み込むことが最優先課題である¹²⁾。

本件評釈の最後に、あらためて国際審級論の解釈論に対する含意を一段階具体化しておく。ひとたび条約上の「人種差別」に該当する事象が申し立てられたならば、問題は直ちに国際マター（条約マター）に移行する。国家裁判所は、法解釈の専権性 (*jura novit curia* 「裁判官は法を知る」) を盾に、絶対的終局性（最終審級）を標榜できず、国際審級からのレビュー対象へと相対化される。

この場面で裁判官に求められるのは、内輪の日本語や国内法のイメージに安住する姿勢を脱し、国際的に通用する「用語の通常の意味 (ordinary meaning)」に従って誠実に解釈する姿勢である¹³⁾。それこそ本件条約の核にある「人種差別」概念把握に必要なことであった。そのためには、裁判官が、条約実施機関による一般的勧告や個人通報見解といった最新の国際基準を不斷に参照・学習し、国際審級に対応する専門知（国際人権法大全 (*corpus juris*)）をアップデートし続ける自己研鑽も欠かせない。これを怠り、条約の誠実な遵守の不可欠の前提である条約規範の「通常の意味」の把握すらおぼつかないのでは、国際審級が要求する条約上の責務を捉え損ね、本件第一審のように、実効的な司法的救済の機会を不当に取りこぼしてしまう。日本国憲法 98 条 2 項の「誠実に遵守すること」もまた本来的に国際審級に開かれている。裁判所は、遵守当事者である国家の内情にすぎない国内法解釈に閉じこもらず、国際審級の一翼を担う主体として、国際社会に通用する法の解釈・適用に邁進せねばならない。

以上の国際人権法の検討をふまえた国内法学への問題提起は紙幅の都合上省略せざるをえないが、本件控訴審判決の民法 2 条の援用は含蓄に富む¹⁴⁾。そこでは、日本の私法の柔軟な一般条項の潜勢力が、社会的許容性や受忍限度の名目で差別社会の空気を追認する方向ではなく、国際審級の要請を国内私法へ還流させる方向で働いている。多数決による立法措置が期待できず、マイノ

リティ差別が歴史的に蓄積し再生産され続ける日本社会にとって、国際人権条約は、差別撤廃に向けた国家法解釈の駆動力を与える貴重な資源である。本件判決が民法2条によせて「個人の尊厳」を掲げた背後には、日本を含む世界の大多数の国家が誓約した「人種差別撤廃」という人類共通の決意が控えていることを、学説も実務も想起し続けなければならない。

●—注

- 1) 本件第一審、控訴審に関し、本シリーズ（「新・判例解説 Watch」）に私法分野から解説がある。従来の国内法学による評釈は、しばしば判決文言の内在的読解を試みる。しかし、国際人権法学がその態度に終始すれば、自ら存立基盤を掘り崩すに等しい。こと国際人権保障にあって、国家裁判所は、人権条約を遵守すべき主要な国家機関であり、そのふるまい自体を評価対象とせねばならないからである。そこでは、裁判所が判決文言で「何を語ったか」以上に、「何を語らなかったか（果ては無視したか）」というふるまいが決定的である。この国際人権保障の核心（国際審級論）が從来完全に闇扱されてきたゆえ、以降の本文でも反復を避けられないが、国際人権法は、裁判所を法の「適用者」である以上に、人権条約の遵守義務が及び続ける「被適用者」と捉える。齋藤民徒「国際人権法の審級論——日本国裁判所と仮想の『第四審』」法時 94巻4号（2022年）34頁以下参照。
- 2) 後述注13) 参照。ここでの条約解釈の基礎資料は、条約履行監視機関の見解・勧告等のほか、代表的文献としてThornberryによるOxford U.P.のCommentary（邦訳が解放出版社より近刊予定）、村上正直『人種差別撤廃条約と日本』（日本評論社、2005年）等がある。
- 3) 本件第一審は「会員同士の人的つながりが強い閉鎖的かつ私的な団体」と性格づけ、自由裁量を優先させた。在日コリアンへの入会拒否を国家司法が容認した2002年最高裁判判断（千葉CC事件）等の先例が、ゴルフクラブを頗るに「親密な私的集団」と描き続けてきているが、商業的なレジャーインフラとなっている活動実態との乖離が大きい。会員数約1500名という規模や国体会場としての実績、会員権の市場流通性をふまえ、「一定の社会性をもった団体」であると認定した本件控訴審判決が妥当だが、条約上は「公的生活」以上の絞りではなく、「私的団体の裁量」等、それ以上の国内法による相対化を予定していないことについては後述注9) を参照。
- 4) 本件一審判決において、条約と「人種差別」概念は、前提事実の認定で弁護士会による差別認定と入会勧告とが他人事として記載されて顔を見せるだけである。
- 5) 本件一審と二審のように裁判所の主張整理いかんで現れたり消えたりするような人権諸条約の扱いに手をこまねきながら、判決文内の国際法の処遇に結果論で一喜一憂するたぐいの従来の直接適用／間接適用論は、国際人権法学の思考として欠陥がある。齋藤民徒「人種差別撤廃条約の国内への適用——京都ヘイトスピーチ事件」国際法判例百選〔第3版〕（2021年）112～113頁（以下齋藤百選解説）；同「現代日本人権訴訟構造の批判的理義に向けて」法と政治75巻4号（2025年）232～241頁参照。
- 6) 人権条約の適用・参照を国内法上の違法性に条件づけることを明言したフジ住宅事件第一審判決（大阪地堺支判2020（令2）・7・2）はこの点で誤っている。
- 7) ただし条約1条1項の認定が国家裁判所自身の条約上の司法的救済義務を惹起するトリガーとしての明示はない。この点で出色的京都ヘイトスピーチ事件地裁判決と比較対照せよ（齋藤百選解説、後述注12）も参照）。
- 8) フジ住宅事件控訴審判決（大阪高判2021・11・18）および申惠丰「人種差別撤廃条約の国内実施と日本」青山ローフォーラム11巻1＝2号（2023年）特に61頁以下参照。憲法学から同旨の指摘として齊藤正彰『多層的立憲主義と日本国憲法』（信山社、2022年）141～144頁。
- 9) 相対化排除論については齊藤正彰・前掲注8) 書134～136頁（小畠郁教授の見解の紹介等）が詳しい。
- 10) 齋藤正彰・前掲注8) 書141～144頁参照。
- 11) 弁護士大量懲戒請求事件では、同種同一事案・定型的同一請求に日本各地の裁判所による極度に不統一な対応が続いている、地裁と高裁の判断が対照的な本件構図のさしづめ全国拡大版といえよう。当該事件に「人種差別」を見いだせない多くの裁判所は、漫然と国内法上の「社会的許容性」や「受忍限度」を書き差別加害・被害を軽視する傾向にある（例外的に条約を考慮した初期裁判例については北村泰三による本シリーズの解説参照）。
- 12) 京都地判の条約上の責務の自己宣言（齋藤百選解説）も、安定的な救済法理確立まで、司法権行使がマジョリティの「無情」に安易に屈しないよう、条約という「重し」を過渡的に掲げて奮闘しているとも捉えうる。
- 13) 条約解釈の際にしばしば参考されるウイーン条約法条約31条は、まず同1項で用語の「通常の意味」に従い解釈すべきとするが、単なる辞書的意味や国内法上の語感に依拠すればよいわけではない。国際人権条約における用語の「通常の意味」とは、条約の趣旨・目的に照らし、国際審級において日々発展的解釈を続ける規範体系（corpus juris）に即した、国際社会で通用する意味をさす。それゆえ日本の国家裁判官は、間接的な日本語訳にとどまらず、英語等の正文の直接参照が不可欠である。31条の解釈規則に関しては、さしあたり高田陽奈子「日本の裁判所における自由権規約の解釈」阪法73巻5号（2024年）124～127頁（同・注42にも留意）参照。
- 14) 憲法学の私人間効力論における民法2条に関する見解の整理は、齊藤正彰・前掲注8) 書100～103、110～114頁参照。本件訴訟に関する憲法論として、愛敬浩二「基本権の私人間効力に関する『論証作法』を踏まえたゴルフクラブによる元外国籍を理由とする入会拒否事案の検討」早法99巻3号（2024年）1頁以下は参考になる。